

令和4・5年度 日本教育大学協会評議員名簿

令和5年10月現在

地区	大学名	氏名		
		学長・学部長	大学教員	附属学校教員
北海道	北海道教育	田 口 哲	尾 関 俊 浩	黒 田 諭
東 北	弘 前	福 島 裕 敏	今 田 匡 彦	中 野 博 之
	岩 手	境 野 直 樹	清 水 茂 幸	福 岡 喜 久 子
	東 北	野 口 和 人	小 嶋 秀 樹	
	宮 城 教 育	村 松 隆	本 田 伊 克	遠 藤 亮 一
	秋 田 (教育文化学部)	上 田 晴 彦	鎌 田 信	佐 藤 修 司
	山 形 (地域教育文化学部)	中 西 正 樹	佐 藤 博 晴	
	//			林 敏 幸
	福 島 (人間発達文化学類)	初 澤 敏 生	宗 形 潤 子	
//			小 野 美 花	
関 東	茨 城	野 崎 英 明	瀧 澤 利 行	毛 利 靖
	筑 波	樋 口 直 宏	唐 木 清 志	
	// (附属学校教育局)			佐 々 木 昭 弘
	筑 波 技 術 (障害者高等教育研究支援センター)		長 南 浩 人	
	宇 都 宮 (共同教育学部)	加 藤 謙 一	松 村 啓 子	池 田 聖
	群 馬 (共同教育学部)	藤 森 健 太 郎	永 由 徳 夫	上 原 永 次
	埼 玉	堀 田 香 織	山 本 利 一	石 上 城 行
	千 葉	藤 川 大 祐	松 尾 七 重	樋 口 咲 子
	東 京			細 矢 和 博
	東 京 学 芸	國 分 充	佐 々 木 幸 寿	鎌 田 正 裕
	東 京 藝 術 (音楽学部)	杉 本 和 寛	佐 野 靖	大 平 記 子
	お 茶 の 水 女 子			小 松 祐 子
横 浜 国 立	木 村 昌 彦	軍 司 敦 子	加 藤 圭 司	
山 梨	服 部 一 秀	田 中 勝	早 川 健	
北 陸	新 潟 (教育学部)	藤 林 紀 枝	柳 沼 宏 寿	
	//			山 本 達 也
	上 越 教 育	林 泰 成	周 東 和 好	青 木 弘 明
	富 山 (教育学部)	徳 橋 曜	片 岡 弘	村 井 悠 子
	金 沢 (人間社会学域学校教育学類)	山 本 卓	武 居 渡	中 澤 宏 一
	福 井	澁 谷 政 子	淺 原 雅 浩	牧 田 秀 昭
信 州	村 松 浩 幸	西 一 夫	宮 下 昭 夫	

地区	大学名	氏名		
		学長・学部長	大学教員	附属学校教員
東海	岐 阜	山 田 雅 博	今 村 光 章	横 山 真 一
	静 岡	熊 倉 啓 之	村 山 功	杉 本 容 康
	愛 知 教 育	野 田 敦 敬	近 藤 裕 幸	伊 藤 通 康
	三 重	伊 藤 信 成	宮 岡 邦 任	中 川 克 巳
近畿	滋 賀	徳 田 陽 明	齋 藤 浩 文	田 中 宏 子
	京 都 教 育	太 田 耕 人	黒 田 恭 史	天 野 知 幸
	大 阪 教 育	岡 本 幾 子	土 山 和 久	小 崎 恭 弘
	兵 庫 教 育	加 治 佐 哲 也	須 田 康 之	富 田 明 徳
	神 戸 (国際人間科学部)	近 藤 徳 彦	山 下 晃 一	
	//			津 田 英 二
	奈 良 教 育	宮 下 俊 也	石 井 俊 行	竹 村 謙 司
	奈 良 女 子			吉 田 隆
	和 歌 山	田 川 裕 之	寺 川 剛 央	南 正 樹
中国	鳥 取 (地域学部)	岸 本 覚	溝 口 達 也	
	// (附属学校部)			加 藤 靖 志
	島 根	河 添 達 也	川 路 澄 人	大 島 悟
	岡 山	高 瀬 淳	熊 谷 慎 之 輔	前 田 潔
	広 島 (教育学部)	松 見 法 男	松 本 仁 志	
	// (附属学校支援グループ)			風 呂 和 志
四国	山 口	鷹 岡 亮	中 田 充	岡 田 淳 子
	鳴 門 教 育	佐 古 秀 一	原 卓 志	若 井 ゆ かり
	香 川	平 篤 志	高 木 由 美 子	山 本 木 ノ 実
	愛 媛	小 助 川 元 太	日 野 克 博	松 原 由 起
九州	高 知	小 島 郷 子	岩 城 裕 之	原 崎 道 彦
	福 岡 教 育	飯 田 慎 司	森 保 之	田 中 健 悟
	佐 賀	小 野 文 慈	中 西 雪 夫	今 井 治 人
	長 崎	藤 本 登	工 藤 哲 洋	高 田 敏 彦
	熊 本	藤 田 豊	田 口 浩 継	井 福 裕 俊
	大 分	古 賀 精 治	黒 川 勲	藤 田 敦
	宮 崎	藤 井 良 宜	戸 ヶ 崎 泰 子	三 輪 佳 見
	鹿 児 島	有 倉 巳 幸	日 吉 武	橋 元 忠 史
琉 球	萩 野 敦 子	廣 瀬 等	與 那 嶺 美 奈 子	

※ 評議員の任期は、日本教育大学協会規約第18条により、2年(本年度は令和4・5年度の2年間)と定められている。各大学、地区会の諸事情により、任期途中で交替する評議員は速やかに所属の地区会にその旨を連絡し、地区会は 事務局まで地区会長名で、委員の交替の報告を文書で提出することとする。